

65歳以上の方へ「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が 令和4年1月1日から始まりました。

この制度は、複数の事務所で働く65歳以上の労働者が、本人からハローワークに申し出を行うことで被保険者になることができる制度です。

適応対象者は、以下の要件を満たす方に限ります。

- ① 複数の事務所に雇用される65歳以上の労働者
- ② 2つの事務所（1つの事務所における1週間の労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して、1週間の労働時間が20時間以上であること
- ③ 2つの事務所のそれぞれの雇用見込が31日以上であること

詳しくは、お近くのハローワークにご相談ください。

※手続きは、本人が行うものでありセンターでは手続きは行いません。